

聴講にあたっての免責事項

1. 開催中止

天災、事変、感染症等により施設の使用が困難となった場合、政府および行政機関等から催事の自粛要請等があった場合、または十分な参加者がいないなどの止むを得ない事由がある場合は、予告なく開催を中止する場合があります。

2. プログラム変更

天災、事故等により施設の使用に支障が出た場合、他の講演に遅れが出た場合、講演者が交代した場合など、止むを得ない事由がある場合は、予告なく講演会場、講演者、講演時間等が変更となる場合があります。また、講演者が欠席した場合は、予告なくその講演が中止となります。

3. 録画、録音等の制限

聴講者が講演の録画、録音およびこれに類する行為を行うことを禁止しております。ただし、プレス登録をされた方が講演者の承諾のもとに録画することは認めております。広報等で録画が必要な場合は、プレス登録並びに講演者の承諾を得た上で録画を行ってください。

4. 退場

主催者の指示に従わず、禁止されている行為、第三者の迷惑になるような行為または講演会等の円滑な業務を妨げるような行為をされた場合、若しくはその恐れがある場合は、退場を求めることがあります。

5. 賠償責任

開催中止、プログラム変更、講演中止、違法な録画・録音、設備不良、退場命令などにより発生した聴講者のいかなる損害に対しても、本会は一切の賠償責任を負いません。ただし、開催中止が会期前に決定した場合には、事前参加申込者で参加費をお支払済の聴講者へは、参加費を返金いたします。